

令和5年度秋田県国土利用計画審議会 議事録

開催日時 令和6年1月29日（月）
午後2時から午後2時40分まで

開催場所 秋田地方総合庁舎6階 総605会議室

出席委員	日野	智	会長	加藤	エリ子	委員
	田中	洋平	委員	青木	満	委員
	竹田	勝美	委員	永吉	武志	委員
	山陰	逸郎	委員	戸松	清一	委員

令和5年度秋田県国土利用計画審議会

司会
(木内リーダー)

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度秋田県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日はご多忙の所、秋田県国土利用計画審議会にご出席くださいまして誠にありがとうございました。私は本日司会を務めさせていただきます、秋田県建設部建設政策課用地チームのチームリーダーの木内と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。すみませんが、座ってお話を進めさせていただきます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、テーブルの上に配付させていただいておりますクリップ留めの資料についてですが、こちらは審議資料の差し替え資料となっております。ページ下部に付されておりますページ番号が差し替えの該当ページでございますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。なお、変更箇所につきましては、この後の説明の中で改めてご説明差し上げますので、よろしく願いいたします。また、委員の皆様には、秋田県土地利用基本計画の変更案についての鏡文を配付させていただいております。当該鏡文と審議資料でもって今年度の土地利用基本計画の変更について諮問させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に、事前に送付しております資料は3点ございます。1点目は、今回審議していただく秋田県土地利用基本計画の変更について（案）の資料でございます。2点目は、参考資料①になりますが、今回の変更案件の参考資料となっております。3点目は、参考資料②でございまして、審議会委員名簿、関係法令等及び土地利用基本計画制度の概要が記載された資料となっております。以上が配付している資料となります。

まず始めに、審議会委員の皆様の出席状況についてご報告いたします。委員総数11名の内8名のご出席となります。従いまして秋田県国土利用計画審議会審議会条例第6条第3項に規定する会議の開催に当たっての定足数を満たしております。また、本審議会は秋田県国土利用計画審議会運営規程第4条の規定により、原則公開となっております。なお、本日は傍聴の申出はございません。では、秋田県国土利用計画審議会の開会にあたりまして秋田県建設部建設政策課佐藤課長よりご挨拶を申し上げます。

佐藤課長

佐藤です。

今日は例年の冬景色とは全く違いますが、お足元が悪い中こうして審議会にお集まりいただき本当にありがとうございます。

この審議会は国土利用計画法に基づきまして、国土利用計画や土地利用基本計画の審議を皆様にしていただく場となっております。都市計画法や森林法などは、これらの上位計画となっております。これらを変更する場合については、上位計画である土地利用基本計画について見直ししていただくということになっており、皆様が今日ご審議いただくこととなっております。土地というのは、生活においてあるいは経済活動において基本となるものですので、こういった計画については皆様から審議いただいて、活発なご議論をいただければと思います。

委員の皆様には、県土の適正かつ有効な利用の推進という視野に立ってご審議くださいますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司会
(木内リーダー)

本日も出席の委員、東北森林管理局職員、県の各課職員につきましてはお手元の出席者名簿に記載のとおりでありますので、紹介は省略させていただきます。では、議事にはいらさせていただきます。議事の進行は審議会条例第6条第2項に基づきまして、日野会長にお願いいたします。日野会長よろしくお願いたします。

議長
(日野会長)

はい、秋田大学の日野でございます。議長を務めさせていただきますので、皆様には進行に御協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。それでは議事を進行させていただきます。

始めに審議会の運営規定第5条に基づきまして、本日の議事録に関する署名人に関してですけれども、青木委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事の(1)秋田県土地利用基本計画の変更案について、こちら事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事務局
(佐々木主事)

事務局を担当しております建設政策課用地チームの佐々木と申します。昨年に引き続き国土利用計画法関係を担当させていただいております。

事務局

(佐々木主事)

ます。私からは、土地利用基本計画制度の概要と今回の土地利用基本計画の変更案について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

それでは、変更案を説明させていただく前に、改めて、国土利用計画審議会の所掌と権限、審議事項及び土地利用基本計画について説明させていただきます。

参考資料②をご覧ください。

こちらは、関係条文や土地利用基本計画制度の概要をまとめた資料となっております。ページをめくっていただき8ページ下の2 国土利用計画審議会の所掌と権限についてご覧ください。

国土利用計画審議会は、国土利用計画法第38条第1項に基づいて都道府県に設置される附属機関であります。法によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議することとされております。

法律によりその権限に属された事項としては下の①から③までの3点がございます。①都道府県が都道府県国土利用計画を定める（変更する）場合。②都道府県知事が市町村国土利用計画について、必要な助言または勧告をする場合。③都道府県知事が土地利用基本計画を定める（変更する）場合に意見を述べる場合。

土地利用の指針となる県の国土利用計画につきましては、平成29年度に第五次計画を策定し、令和9年を目標年次として運用しておりますが、令和5年7月28日に第六次国土利用計画が策定されたため、県計画につきましても変更する必要性が生じております。来年度以降変更作業に着手する見込でありますので、委員の皆さまにはさらなるご協力をいただくこととなりますが、よろしくお願いいたします。なお、本日は③の土地利用基本計画の変更する場合での審議となっております。

次の9ページに進みまして、3 審議会の役割（意義）について説明させていただきます。土地利用基本計画は、土地取引規制の基準としての役割を果たすものとされていることから、地域住民の意向を計画に反映されるよう制度上担保されていることが必要であります。そのために、法第9条第10項（第14項）により、土地利用基本計

事務局

(佐々木主事)

画の策定、変更に係る地域住民の意向を反映させるための制度上の担保として、市町村長からの意見聴取と合わせ、当審議会の意見を伺うこととなっております。

委員については、土地利用基本計画が適正かつ合理的な土地利用を図るため、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に留意し策定することを必要とする性格に鑑みて、広く各方面の意向が審議に反映されるよう配慮することとなっております。国土の総合的かつ計画的な利用について調査審議することにより総合調整機能を果たす役割を有する審議会です。

続いて4 土地利用基本計画の策定（変更）における審議事項についてですが、審議事項としては2点ございまして、1点目は、土地利用規制や開発行為の許認可等の対象となるべき区域として都市地域や農業地域などの五地域の指定が妥当かどうか、という点です。この五地域につきましては、後ほど説明いたします。2点目は、各個別法の諸計画との総合調整がなされているか、という点です。

これらが土地利用基本計画の変更案件についての審議会の審議事項とされています。

資料1 2ページをご覧ください。

左上をご覧ください。土地利用基本計画の概要についてご説明いたします。

土地利用基本計画は、計画書と計画図で構成されており、計画書は、国土利用計画の基本方針内容を記述した土地利用の基本方向と、各個別規制法による五地域区分の重複地域の調整指導方針とで構成されています。

計画図は5万分の1の地形図に、五地域を一括して図面表示しているものであります。

計画図につきましては、20年ほど前までは紙に印刷したものを県で作成して関係各所に配付しておりましたが、現在は国土交通省が提供する土地利用調整総合支援ネットワークシステム、通称LUCKYシステムという各都道府県の計画図を電子化してインターネット上に公開しているものを利用しております。

次に、ページの下段には、土地利用基本計画で定める五地域と、個別規制法で対応するそれぞれの計画区域を対比して表示してござい

事務局

(佐々木主事)

す。

例えば、土地利用基本計画でいう都市地域は、都市計画法で定められている都市計画区域と同じ区域であり、都市計画区域を変更する必要がある場合は、あらかじめ土地利用基本計画の都市地域を変更し、相互の計画がかい離しないように運用しております。

同様に、農業地域は農振法における農業振興地域、森林地域は森林法における国有林や地域森林計画対象民有林といった各個別法の規制区域と同じ区域として運用しております。

12ページの右上をご覧ください。

機能2 行政内部の総合調整機能ということで、土地利用基本計画の総合調整については、五地域に対応する個別規制法の担当課等で構成した土地利用調整委員会で、変更が必要な案件について検討、調整を行い、それぞれの部門における問題がないことを確認のうえ、土地利用基本計画の変更案を作成し、本日の審議会へ諮問するという手続きとなっております。

ページが戻りますが、10ページをご覧ください。

土地利用基本計画の変更手続図ということで、変更手続の流れを簡単にご説明いたします。

まず初めに、国や市町村等と事前に協議しながら各個別規制法の担当課において、指定地域の変更案を作成し、その後、建設政策課でまとめて変更素案を作成いたします。

その後、先ほど説明した五地域に対応する個別規制法の担当課等で構成した土地利用調整委員会の幹事会での検討を経て計画変更素案の決定となります。その後、関係市町村や庁内各課の意見聴取をしたうえで、国の各省庁とも事前調整を行っております。

そして、本日開催の国土利用計画審議会へ諮問した後に計画変更案を決定いたしまして、最後に改めて国土交通大臣へ意見聴取を行い、計画を決定するという流れとなっております。

資料13ページからは、五地域の各地域指定の検討の視点、五地域と個別規制法の各地域指定の基準、重複地域の土地利用調整方針、などを資料として添付しております。最後の18ページについてですが、計画の変更における、森林地域の縮小案件の取扱いについてということで説明させていただきます。1 森林地域の縮小案件の従来の取扱い。都市計画法や森林法等の各個別法による地域・区域の変更を行う

事務局

(佐々木主事)

際には、上位計画としての性格上、土地利用基本計画の変更を予め行うこととしている。しかし、森林地域を縮小する場合においては、林地開発完了後に現況が森林ではなくなったものを「地域森林計画対象民有林」から除外することとなっており、審議会に土地利用基本計画の変更案件としてあがってきた時点で既に現況が森林ではないため、実質的な審議の余地がないものの、他の地域と同様に審議案件として扱っていた。2 現在の取扱いについて。森林地域の縮小案件については、既に森林法に基づく許可を経た開発行為が完了しており、また、国土利用計画法第10条において、開発行為の具体的な規制等については個別法に委ねられていることから、審議会において審議を行う必要性に乏しい。このことから、令和2年度に審議会運営規程を改正し、森林地域の縮小案件は審議対象とせずに報告事項とし、書面で報告したことをもって審議会の意見を聴いたものとして取り扱うこととしている。なお、上記の報告事項のみで他に審議事項等がない場合には、審議会の招集はせずに、書面での報告のみ行うこととする。これにより、森林地域の縮小案件は審議事項としてではなく、報告事項としております。

今回の変更案にもございますが、他の案件と同様に説明はさせていただきます。

以上、簡単ですが制度について説明させていただきました。

続きまして、今回の計画図の変更案件の説明に入らせていただきます。

審議資料である「秋田県土地利用基本計画の変更について」をご覧ください。この資料につきましては、今後、国土交通大臣への意見聴取に向けた基本資料となっております。変更案件の概要や現況写真等が載っている参考資料①を参考にしながら、説明します。

はじめに審議資料のページをめくっていただいて、変更案の1ページ及び差し替え資料をご覧ください。変更前と変更後の各地域の面積となっております。中央の変更する面積が、今回の変更案件に係る面積です。なお、県土面積は国土地理院公表の数値を用いております。冒頭、用地チームリーダーの木内より差し替え資料について説明がありましたが、白地地域の変更する面積に変更がございますので、御確認ください。

ページをめくっていただいて、3ページには、地域別変更一覧を記

事務局

(佐々木主事)

載しており、変更案件の整理番号と図面のあるページの目次となっております。

続きまして、4ページから6ページには、これから説明させていただきます案件の概要を記載しております。ここで、差し替え資料をご覧ください。4ページにある整理番号1の関連する個別規制法の措置（予定）欄に、農振法による農業振興地域から除外予定と記載がありますが、正しくは除外ではなく変更（縮小）となります。また、整理番号6の変更する部分の重複面積について、農、農用の記載がありますが、こちらはすでに農用地域から除外されておりましたので、記載を削除いたしました。

農業地域の変更が4件、森林地域の変更が3件の合計7件となっております。

次の7ページから、図面が続いてますが、国土交通省のシステムのLUCKYシステムで作成した土地利用基本計画図となっております。2ページにあるとおり、図上の線が紫であれば拡大案件、黄色であれば縮小案件となっております。

制度上作成することになっている5万分の1の縮尺の区域図、位置図に加えて、見やすいように、1万分の1の縮図も掲載しておりますので、こちらの1万分の1の地図と見比べながら後ほど説明させていただきます。

続きまして、参考資料①をご覧ください。1ページに県内におけるおおまかな位置関係が分かるように変更位置概要図を載せております。

2ページからは現地確認時の現況写真と、周辺状況が分かるように航空写真を載せております。

それでは、審議資料及び参考資料①を用いて個別案件について説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、案件としては全部で7件となっております。

始めに整理番号1番です。審議資料の7ページから9ページ、参考資料①は2ページから3ページをご覧ください。整理番号1番大仙農業地域、縮小案件の17haとなっております。大仙市大沢郷宿に当該地域はありまして、西仙北インターチェンジ付近に位置する区域となっております。地目現況は原野等。変更を必要とする理由としては、長年採草地として利用されており、自然更新が困難であることから、

事務局

(佐々木主事)

山地災害防止や生物多様性保全機能等の多面的機能を取り戻し、周辺森林と合致した森林景観の再生が必要であるためとなっております。なお、この地域は整理番号5番の大仙森林地位拡大案件と関連しております。当地域において農業地域を縮小し、森林地域を拡大する予定となっております。なお、農振法における農用地区域からは令和2年4月10日に除外済みであります。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は森林地域となります。個別法上では、変更後は森林法における地域森林計画対象民有林です。

続いて整理番号2番です。審議資料は10ページから12ページ、参考資料①は4ページから5ページをご覧ください。整理番号2番は能代農業地域、拡大案件の119haとなっております。能代市二ツ井、二ツ井駅の南西1kmに位置する区域となっております。地目現況は農地、水面、建物、道路、原野等、その他となっております。変更を必要とする理由としては、県営ほ場整備の実施予定地となっております。事業の実施のために農業振興地域の農用地区域に編入する必要があるためとなっております。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は都市地域及び農業地域となっております。個別法上では、都市計画区域及び農業振興地域であります。

続いて整理番号3番です。審議資料は13ページから15ページ、参考資料①は6ページから7ページをご覧ください。整理番号3番は能代農業地域、拡大案件の2haとなっております。能代市農業技術センターを含む区域となっております。地目現況は農地、建物、道路、原野等となっております。変更を必要とする理由としては、能代農業技術センターを含む土地であり、実証ほ場や農業用ハウス等が立地し、農業的な土地利用となっていることから農業振興地域に編入する必要があるためとなっております。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は都市地域及び農業地域となっております。

個別法上では、変更後は都市計画区域及び農業振興地域であります。

続いて整理番号4番です。審議資料は16ページから18ページ、参考資料①は8ページから9ページをご覧ください。整理番号4番は男鹿農業地域、拡大案件の6haとなっております。脇本駅の南東1.5kmに位置する区域でありまして、地目現況は農地となっております。変更を必要とする理由としては、現況が農地で、ほ場整備事業実施予定地としており農業振興地域に指定する必要があるためとなって

事務局

(佐々木主事)

おります。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は都市地域及び農業地域。個別法上では、都市計画区域及び農業振興地域であります。

続いて整理番号5番です。審議資料は19ページから21ページ、参考資料①は10ページから11ページをご覧ください。整理番号5番は大仙森林地域、拡大案件の17haとなっております。先ほどの整理番号1番と関連する案件でございます。地目現況は原野等、現況は原野であるが、地目は森林であるため今後採草地としての利用計画はないことから、周辺森林との一体的な利用、保全を図るためということが変更を必要とする理由でございます。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は森林地域。個別法上では森林法における地域森林計画対象民有林となっております。

続いて整理番号6番です。審議資料は22ページから24ページ、参考資料①は12ページから13ページをご覧ください。整理番号6番は横手森林地域、拡大案件の1haとなっております。横手市山内、道の駅さんないから北1kmに位置する区域となっております。地目現況は森林、現況が森林であり、周辺森林との一体的な利用、保全を図るためということが変更を必要とする理由となっております。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は森林地域。個別法上では、変更後は森林法における地域森林計画対象民有林となっております。

最後は整理番号7番でございます。審議資料は25ページから27ページ、参考資料①は14ページから15ページをご覧ください。整理番号7番は小坂森林地域、縮小案件の1haとなっております。対象区域は砂子沢ダムでございます。地目現況は森林。砂子沢ダム管理のための河川管理区域として保安林指定解除を行い、所管換えしたため変更を必要としております。変更後の土地利用基本計画上の地域指定は白地でございます。

計画図の変更案件についての説明は以上のとおりでございます。

最後に意見聴取の状況等についてご報告させていただきます。審議資料の最後になります29ページと参考資料①の最後の16ページをご覧ください。これまでの意見聴取等の結果や変更スケジュールについて記載しております。変更案件については、これまで庁内の調整期間である秋田県土地利用調整委員会、そして関係各市町村長へ意見聴取を行うことにより素案を決定し、国土交通省へ事前調整を行ってまいりました。本日1月29日をもって各省から意見等は出ず、終了いた

事務局

(佐々木主事)

しました。今後国から何か意見等があり、審議会に諮る必要がある場合などには、皆様に書面でお知らせするようにいたします。

続いて本日開催している国土利用計画審議会への諮問後に変更案を決定し、その後、変更案により国土交通大臣へ意見聴取を行います。

最後に国土交通大臣より回答を得た後に計画の変更を決定し、公表することとなります。議事の計画図の変更に係る説明及び今後のスケジュールについては以上のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それではただいまご説明いただきました案件につきましての審議を行います。御意見、御質問のある方は、挙手をお願いします。また、発言の前にお名前を仰っていただきますようお願いいたします。

議長

すみません、私の方から1点確認させていただきたいんですけども、整理番号の7番で、保安林を所管換え、農林水産省から国土交通省へ所管換えをしたとのことだったんですけども、具体的に何かこの森林部分をそのダムの管理のために今後利用するとかそういうことなんでしょうか。それとも別にただ換わるだけで、特に基本的にはそのまま何か使うというわけではなくて、そのままなのか。もし分かれば教えていただきたいと思いますんですけども。

東北森林管理局

(平泉災害対策
調整係長)

回答させていただきます。

ダムの機能回復のために河川管理用地として利用して、ダムと一体化して管理する土地として所管換えしましたので、国土交通省所管なのでそちらの方はよく分からないんですけども、大規模な地すべり変動が発生した場合に大きな波が発生し、ダムを越えて下流域に甚大な被害が発生する恐れがあるため、地すべり対策を行う必要があったために現地を所管換えして、国土交通省に移したものでありますので、国土交通省の方で恒久的に管理を行うということになります。ダムとして使うかどうかは分からないんですけども。

議長

写真を見逃していたんですが、地すべりの対策をやるために保安林だとそういうのができないので、指定を換えて、地すべりが起きてダ

議長

ムの被害が出ないようにするために工事するために指定を換えたという
ことでしょうか。

東北森林管理局
(平泉災害対策
調整係長)

そのとおりでございます。

議長

ありがとうございます。
他にご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。

青木委員

青木です。

1番と5番に関係してなんですが、現在採草地ということで、町が
農林水産省か何かの補助金で整備した採草地で、土地所有者は町とい
うことになるのでしょうか。それが1点。それから、写真等を見ると、
そう簡単には森林に戻らないような現況に思われるのですが、植栽と
か森林に戻すような具体的な計画は現段階ではあるのでしょうか。

森林資源造成課
(多賀谷主任)

森林資源造成課の多賀谷と申します。

私の方から回答させていただきます。

まず1点目は土地所有者ということなんですけども、こちら個人が
所有している私有地とのことです。

続いて今後の管理のことなんですけども、実は土地利用基本計画の
変更を先行して県単事業で植栽を行っておりまして、森林地域に編入
した後は、県の地域森林計画に編入しまして、将来的には保安林に指
定して保存を図っていく予定です。

青木委員

土地所有者は私有地のままでしょうか。

森林資源造成課
(多賀谷主任)

基本的には私有地のまま進める予定です。

議長

他にご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。

議長

もし他に質問ないようでしたら、今回の諮問に対する結論をまとめ

議長

たいと思います。議事（１）の原案に異議等ございませんでしたので、原案に異議ない旨を答申するという事でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長

ありがとうございます。

それでは、議事（１）の原案に異議のない旨答申することを決定します。これをもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には会議の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

司会

ご審議いただきましてどうもありがとうございました。

（木内リーダー）

以上をもちまして、令和５年度秋田県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。